#### 

# 運送ドライバー従業員の2024年 4月からの36協定と運用について

国際物流総合研究所 主任研究員/労務研究所NOZAKI代表 野崎 律博

#### 1 2024年4月からの 改正労基法施行について

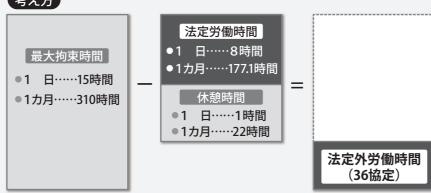
2024年4月1日から運送業のドラ イバーについて、年間の法定時間外 労働の上限として960時間が適用 されることは、既にご存じのとおりで ある。法定時間外労働上限に併せて トラックドライバーの改善基準告示 も改正されることから、長時間労働に より確保してきた営業利益に困難が 生じ、いわゆる「2024年問題」がス タートすることになる。

この上限規制についてだが、年間 960時間ばかりに焦点が当てられて いるが、その他重要なポイントが3点 あることも見落としてはならない。

一つは一般則の原則の法定時間外 労働の上限規制も適用されるという ことである。従来から一般則として施 行されている36協定の上限には、1 カ月ならびに1年間についての上限 が設けられている。具体的にいえば、 1カ月について45時間、1年間では 360時間という上限があるが、これら がドライバーにも適用される。「えっ? 年間960時間じゃなく、360時間しか ないの?」という疑問の声があるかも しれないが、一般則の36協定の上限 の話であり、これを超える場合(上限 年960時間)は特別協定の締結が必 要である。

上限規制が猶予されてきたドライ バー等の業種については、労基法第 36条4項で定める原則の上限も適 用除外であった。しかし2024年以

## 改定改善基準告示から逆算する時間外労働上限 考え方



降は適用されることとなるため、もし 月45時間または年間360時間を超 える法定時間外労働が想定される場 合、特別条項付き協定を行う必要が あるということだ。

二つ目には、先に触れた特別協定 付き36協定を締結するにあたり、当 該ドライバー従業員への健康福祉確 保措置が義務化されるという点であ る。健康福祉確保とは、過重労働によ る健康障害の防止を図る観点から、 限度時間を超えて労働させる労働者 に対して、一定の措置を義務として課 すことである。例えば一定時間を超え た労働者に対し、医師による面接指導 を実施、また業務間インターバル制 度の実施または健康状態に応じた検 診の実施などの施策が挙げられる。 特別条項ありの労使協定には、これ らも協定し記載する必要があるのだ。

三つ目に留意すべき点としては、一 般則の上限規制にある年間720時間 に併せて、①1カ月の法定時間外労 働は100時間未満とすること②45 時間超の時間外労働の月は年間6回

まで③2~6カ月の月平均時間外労 働は80時間以下にしなくればならな い、という3点の規制があるが、これ はドライバ一職には適用されない。と にかく年間の法定時間外労働を960 時間以内に納めればよいという点で ある。

### 2 36協定の実務的な話に ついて

#### 1) 改正労基法が適用される 期間について

ドライバーの時間外労働の上限規 制が施行されるのは2024年4月1 日からである。ではもし仮に36協定 期間が2024年4月1日をまたぐ場 合、どのような取り扱いになるのだろ うか。結論から申し上げると、2024 年4月1日以降に有効期限が起算さ れる36協定から適用されることにな る。例えば2024年3月1日から1年 間の有効期間の協定が締結される場 合、改正後の年間上限規制が適用さ れるのは、2025年3月1日からであ る。その際、施行日(2024年4月1

日) に再協定をする必要はない。

余談だが改善基準告示の拘束時間 の延長についても、同様の取り扱い である。従来の月拘束時間の上限は 原則293時間、労使協定有りで年間 3516時間を超えない範囲で月320 時間まで延長可能だったが、2024 年4月1日からは原則月284時間、 拘束時間の延長協定により年6カ月 までは3400時間を超えない範囲で 月310時間まで延長可能の扱いと なる。この協定についても、改正改 善基準告示の拘束時間延長が適用さ れるのは、2024年4月1日以降に 有効期限が加算される協定からとな る。

#### 2) 36協定の書式について

法定時間外労働の原則の上限(月 45時間、年間360時間) がドライバ 一にも適用されることに伴い、これら を超える時間を労働するためには、改 正後は特別条項付き協定が必要とな る。よって従来の書式である様式第9 号の4ではなく、新たに第9号の3の4 (限度時間を超えない場合) または様 式第9号の3の5(限度時間を超え る場合:特別条項)のいずれかに変更 となる。後者は一般則の特別協定あ りの書式に近いものとなっており、限 度時間を超えて労働させる場合にお ける手続きや健康福祉確保措置など の記入欄が追加されていることに注 目したい。

また、新様式の「時間外労働及び休 日労働に関する協定書 | には従来あ った2週間の延長することができる時 間が無くなっている点にも触れてお

#### 3)1日及び1カ月の法定時間外 労働の上限について

トラックドライバーは従来時間外労 働の上限規制は無かったものの、改 善基準告示の拘束時間から逆算した 事実上の上限時間というものが存在

した。2024年以降は年間960時 間が上限とされたが、36協定にあた り1日及び1カ月の上限時間は、どの ように算出すればよいだろうか。

算出方法の考え方従来と同様だ が、運送会社からよくご質問をいただ くことなので、改めて触れてゆきたい。 原則的考え方としては、1日および1 カ月の最大拘束時間から、法定労働 時間と休憩時間を除いた時間が、36 協定で締結できる時間の上限となる (図参照)。

1日の延長時間については、新改善 基準告示の最大拘束時間は15時間 である。1日の法定労働時間は8時 間、休憩時間を1時間とすると、15-(8+1)=6すなわち6時間が1日 の延長時間の最大となる。

同様に1カ月の延長時間だが、拘 束時間の最大は労使協定有りで310 時間である。ここから1カ月の法定労 働時間と1カ月の休憩時間を控除す ることになる。1カ月の法定労働時間 は、1週間の法定労働時間(40時間) に1カ月の週数(31日÷7)を乗じる ことで算出できる。(40時間×31日 ÷7日=177.1時間)。また歴日数 31日の月の所定労働日数を22日と すると、1カ月の休憩時間は1時間× 22日=22時間である。

1カ月の最大拘束時間は労使協定 有りで310時間なので、310時間-(177.1時間+22時間)=110時間 が上限となる。

なお、改正後の改善基準告示の詳 細については、厚生労働省WEBサイ トの「令和6年4月~適用 労働時間 等の改善基準のポイント | 等をご参照 いただきたい。

#### 4) 罰則について

改善基準告示のみの取り締まりだ った従来と比べ、2024年以降は年 960時間超えの法定時間外労働が あった場合、罰則が適用される。違反 があった場合、6カ月以下の懲役また は30万円以下の罰金とされること があることに留意しておきたい。

### 3 2024年問題の課題と 「物流革新に向けた政策 パッケージ」の策定

以上触れてきた通り、2024年4月 にドライバーは法定時間外労働の上 限規制に併せて、改善基準告示の改 正も行われる。36協定の話を中心に 書かせていただいたが、拘束時間の 上限や休息期間など、様々な改定も 併せて行われる。従来から運送業は 労働時間が長く、これらに支える形で 利益を確保してきた。今後は労働時 間の削減と運賃値上げなど、様々な 課題に取り組んでゆかなくてはなら ない点に注意してゆきたい。

物流会社が抱えるそのような問題 について、政府も手をこまねいている 訳ではない。令和5年6月2日付、「物 流改革に向けた政策パッケージーが 公開された。詳しいことは割愛する が、①運送会社と荷主との間の商勧 奨の見直し②物流の効率化③荷主・ 消費者の行動変容などについて定め られている。特に荷主・元受の監視強 化としてトラックGメンの発足も行わ れるなど、今後の改革に期待したい。

【略歴】(のざきのりひろ) 社会保険労 務士。業務内容は助成金の手続代行、労 働社会保険の手続代行:就業規則、賃金 規定等の構築、労務コンサルタント等。静 岡県出身。総合健康保険組合に20年間 勤務。平成24年5月に労務研究所NO ZAKI(社会保険労務士事務所)起業。メ ンタルヘルス対策や助成金活用による人 材育成により「企業経営に革命をもたら す」コンサルタントを実践。ミナー講師等 を開始。平成25年9月より国際物流総合 研究所 主任研究員に就任。趣味は登山 (登山歴20年)自称「山と自然をこよなく 愛する社労士」。(URL http://roumukn. com)